

四街道市第1回農業委員会議事録

平成30年 4月 9日(月)

第1回農業委員会総会会議次第

日時： 平成30年 4月 9日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第1会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

5番 橋 本 豊 委員

6番 永 野 久 雄 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第4条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について

報告第3号 農地等の転用事実に関する照会に係る回答について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1 番 松 戸 芳 子	2 番 小 金 井 貞 夫
3 番 林 田 静 治	5 番 橋 本 豊
6 番 永 野 久 雄	7 番 野 村 裕 治 郎
8 番 福 田 泰 敏	9 番 岡 田 英 明
1 0 番 江 原 清	1 1 番 中 村 永 治
1 2 番 井 岡 信 夫	1 3 番 船 津 守
1 4 番 細 野 裕 樹	

欠席委員（1名）議席順

1 5 番 中 村 礼 奈

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

平成30年度第1回定例農業委員会総会議事録

日時：平成30年4月9日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長 それではしばらく議長を務めさせていただきます。平成30年度第1回定例農業委員会総会を開会します。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。

なお、中村礼奈委員はお休みです。

次に、本日の議事録署名委員は5番の橋本委員さん、6番の永野委員さんをお願いします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

3. 議 事

○議 長 それでは議事に移ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について整理番号1項について、ご説明致します。

申請地は、大日の畑で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、土地所有者が自ら転用を伴い、太陽光発電設備を設置し、同事業を行うものです。面積は、1,982㎡で太陽光パネル360枚の設置を予定しています。

周辺への被害防除ですが、敷地の外周にフェンスを設置し、雨水及び土砂等の流出を防止することとしています。

資金については全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。

開発許可については同日付けで申請書が提出されております。

位置につきましては、13ページから14ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号につきましては、去る4月2日に第3班による事前調査会が行なわれております。班長の井岡委員さん、説明をお願いします。

○**井岡班長** 12番井岡です。4月2日に第3班のメンバーと職務代理、事務局等で現地を確認してきました。申請人、申請地、地目につきましてはただ今の事務局の説明通りです。詳しい話は地区委員にお願い致します。よろしくどうぞ。

○**議 長** それでは地区担当の細野委員さん、説明をお願いします。

○**細野委員** 14番細野です。ご説明申し上げます。事務局の説明と一部重複することになりますが、ご了承をお願い致します。

まず場所についてですが、付近に目標になるものが何も無く、ちょっと説明しにくいんですが、駅を背にして北口側から高速道路に向かいます。東関東自動車道を超えると、その変則の十字路のところにラーメン屋さんがあって、そこをなおかつ直進すると今度は右側に新しく出来たコンビニがあるんですが、それが出てまいります。そこを左です。説明致しますが、そこを左に入ってくると、四街道の老人ホーム、それが左側にありまして、高速道路に戻ってくる感じで直進していただいて400、500mぐらい老人ホームから高速道路沿いになるんですが、その右手でございます。前回もすぐ直近のところで太陽光発電の申請がありましたので、そこら辺を参考にさせていただければと思います。

太陽光発電の設置のパネル枚数ですとか規模につきましては、事務局の説明にあった通りでございます。一つ問題になったのが1種農地なのか2種農地なのかという点で、前回も議論になったわけですが、最終的な判断は県にお任せするというところで話がついております。

雑駁ですが以上です。

○**議 長** ただ今、議案第1号につきまして、事務局及び班長さん、並びに地区担当の細野委員さんから説明がありましたが、その辺の途中経過とか、現在の状況とか説明して下さい。

○**事務局** 県の本庁の方から現地を確認したんですけれども、千葉市、佐倉市、四街道市と跨いでしまっ、四街道市だけですとそんなに広くないんですけれども、佐倉市、千葉市となりますと2種農地として判断していただくということです。以上です。

○**議 長** 先ほど地区担当の細野委員さんからありましたように、つい最近、すぐそばで2種農地ということで太陽光発電の許可を出してある。良く調べてみれば四街道市内としては、四街道市農業委員会としてはそう考えて許可を出してきているんですけれども、すぐ隣接に佐倉市、千葉市の農地が広がっていて、それを含めれば1種農地ではないのかという意見がありまして、そのへんについて農業委員会としては県の判断を仰ぐということでお願いをしているん

ですけれども、本日の総会までに県の方の返事が来ていないので、当農業委員会としては今までどおりの2種農地ということで話を進めています。今回の議案は、とりあえずは2種農地としてですね。議案第1号について説明がありました質問はありませんか。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 今の話なんですが千葉市、佐倉市があつて連たんになるんですか。

○議 長 概ね10町歩を超える可能性がある。

○議 長 形としては概ね10町歩というのは田畑の行政を跨いで10町歩が基準にはなるんですけれども、今まで四街道市はそのわずか佐倉市にくっついている所が確認できていなかったんですよ。荒れているように見えて、良く見ると栗畑が少しくっついて、境が農業委員会でも判断出来ないような、区切られるような形になっているんですけど、そこを横切っていくと、いけるんじゃないかという話、四街道市としてそこを境としてみて10町歩を超えていないということで許可を出していた経緯がありまして。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 農地台帳には1種農地・2種農地は書いてないのですか。そのときの判断ですか。

○議 長 書いてない。それと台帳には四街道市は出ているけれども佐倉市も千葉市も出ていないから、そのへんで判断がちょっとずれたのかなと。片方は出してあつて、同じところは今まではいいということで、そこで止めるわけにはいかないんですけれども、それを県に判断を委ねて県で検討して返事を待っているんですけれども、今日まで返答が来ていない。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 千葉市も佐倉市も案件は確認しているのか。

○議 長 基本は県の判断としていますので、直接千葉市とか佐倉市に対してこちらからありません。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 市を跨がないで、直接県だから、こういう事例というのは他にはあっても担当の農業委員会にはわからない。

○議 長 そうですね。多分今回の件を四街道市から佐倉市の農業委員会に対してはどうかとか千葉市はどうしていますかというのは特に聞いていない。今までそういうのは無かったから。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 言葉で表現するとなかなか難しいんですけども、今回の申請地の隣はすでに太陽光発電は許可が下りて稼働しています。ここは台地上のところ今着色してありますね。ここは谷津田になっていますね。そこまで距離で150mぐらいかな。ちょっと複雑なんですけれども、千葉市があって、川があって、佐倉市の田んぼがあって、その上が四街道市なんです。非常に入り組んでいまして、田んぼといってももう耕作している人は半分ぐらいで、ほとんどが荒れちゃっている状況なんです。ただ、なんでそこが1種農地なのかというと、昔、耕地整理をやった時に国の補助金を使ってやっていますので、動かさないわけなんです。そういう地域にあるものですから、1種、2種の判断は相当難しいというか、難航しているというか、そういう現実です。ただ現状は机上というよりも議論が先に進んで行っちゃってしまっていて、現状を見る限りでは、これは私だけの感想なんですけれども、2種農地というのは無理なのかなというような印象があります。以上です。

○議 長 1種、2種の境目というのはどこにするかは常について回っている。県内でいうと、現在流山で100町歩ぐらいのところの一部を、今流行りの流通センターで13町歩、14町歩を使っている。特例がありまして、そういうところでさえもやっぱり1種農地ではないところもある。隅から隅まで把握するのは難しいのかな。今回の場合には四街道市の農業委員会としては2種農地として通す。県の方で判断してもらえないのかな。

多分地目が畑だから

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 片一方は山で、かつて住宅があったんですが、火事で焼けちゃったので、土地自

体は基礎の宅地の要件があるんです。あそこは。今お話のあった栗林に藪というか山林というか一段耕地があって、その向こうが田んぼです。

○議 長 多分栗畑が畑だから、その10町歩のそこがなくなれば問題はないという話なんです。

○議 長 他に質問はありませんか。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 6番永野です。県に送達した後に許可が出る。申請人に対しての通達は県ですか。それとも農業委員会でしょうか。それについてお伺いしたい。

○議 長 あくまでも許可権者は県ですね。

県知事の許可案件ですから、四街道市が判断して出した案で許可の判定し四街道市としてはそれを受けて県に上げる。それをしてもらって県が判断して結果を下ろしてくる。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 申請人はあくまでも四街道市からですから、許可になれば利益を蒙るわけですよ。当然トラブルのもとになるのは、四街道市の農業委員会としてはどうなんですか。

○議 長 ルール上は不許可を出して先方がわかっているはずで、不服がある場合は県に出すということです。

○永野委員 はい、わかりました。

○議 長 それではよろしいですか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。議案第1号を、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、可決致します。

○議 長 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について整理番号1項について、ご説明致します。

申請地は、南波佐間の畑で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地利用計画は、譲受人の自宅の建て替えに伴う宅地の拡張のため、32㎡の所有権移転を伴う転用を行うものです。

周辺への被害防除ですが、フェンスブロックを設置し、雨水及び土砂等の流出を防止することとしています。

資金については全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、面積要件を満たしていないので、残土条例、開発行為は適用外です。

位置につきましては、15ページから16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上となります。

○議 長 議案第2号につきましても、第3班による事前調査会が行なわれております。班長の井岡委員さん、説明をお願いします。

○井岡班長 12番井岡です。去る4月2日事前調査会を第3班のメンバーと職務代理、事務局等で現地を確認をいたしました。譲渡人、譲受人、権利内容、申請地等は事務局のただ今の説明の通りです。一部差し替えがありましたので、これT型の基礎だったので隣の人の地所に入っちゃうということで差し替えが入っております。それだけ訂正していただきました。

あとは地元委員をお願いします。よろしくをお願いします。

○議 長 それでは地区担当は永野委員さん説明をお願いします。

○永野委員 6番永野です。今回5条申請に出した経緯から説明した方が皆様にご理解いただけるのではないかとということで私から説明させていただきます。51号線の拡幅に伴う譲受人の居住地が当該拡幅に該当いたしました。そういうことから譲渡人から32㎡の土地を譲り受けるということで、地目が畑を宅地にするということから今回の申請になっています。敷地には制約がございます。また住まいを壊して他の場所に移しての施工は無理だという判断から既存の宅地の中での新築工事になったわけです。従いまして土地が縮小することにより通路とし

での確保、また現地はこれから説明致します、竹の根の進入を防ぐため、ここに建物を建てるL字型の基礎その上にブロックその上にフェンスということでございます。今回の案件で32㎡という数字ではございますけれども、畑から宅地ということでの申請ではありますけれども、近況を見渡しますと、譲渡人は耕作をする状況にはないと私は判断いたしました。ただ法律的な面、また登記簿上の問題で至ったということ踏まえて委員の皆さまの慎重なるご審議をお願い致しまして、簡単ですけど説明を終わりとします。以上です。

○議 長 議案第2号につきまして、事務局及び班長、地区担当の永野委員さんから説明がありました。質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第2号につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号については、可決致します。

○議 長 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

4ページをお開き下さい。

平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)となります。

今回は5ページにわたり9件となります。

4ページの番号1から5までは、借受者が同一人で新規就農者です。

いずれも新規であり、番号1については物井の畑、番号2から5については、長岡の田となります。合計5,729㎡となり5反歩要件を満たすこととなります。

5ページをお開き下さい。番号6については物井の田で新規となります。

番号7から9については、吉岡の畑で同一人の借受者であり、更新となります。

内容の詳細については、記載のとおりです。

6ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

整理番号1の借受者は、さきほどご説明したとおり新規就農者で経営耕地面積は0となっておりますが、今回の利用集積で5,729㎡の借受が認められれば、5反歩要件を満たすことと

なります。整理番号2と3については、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして説明がありましたが、新規就農の利用集積がありますが、井岡委員の方から何かありますか。

○井岡委員 12番井岡です。年齢的には26歳と若くて父親が事業をやっている手伝いしながら農業をやりたいということです。物井の駅前あたりで、グループでちょっとやっているらしいんですけども、田んぼは耕作放棄地になりかけているところで毎年草刈りはやっていたんですけど、こういう話が来たので地主さんも作ってくれればということで、この間もうちの方は田んぼの用水はU字溝を通して水田に引いているので、毎年田植えに毎年3月の最終日曜日にU字溝の掃除をするんですけど、一応声をかけたら参加して皆さんとの交流も出来て、前回の案件にも出てきた千代田団地の人一度声をかけたら一緒に参加して長岡地区のメンバーとの交流会は今回の26歳の青年と千代田団地の人たちとの交流はそういうわけで保てたということで顔合わせは一応済ませました。よろしくお願いします。

○議 長 議案3号について井岡さんから紹介がありましたが、質問のある方はいらっしゃいましたらどうぞ。

野村委員挙手

○議 長 野村委員

○野村委員 住所が鹿放ヶ丘ですが、アパートか何かに入っているんですか。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 住まいまでは確認していません。

○議 長 先ほど事務局の説明の時に気になったんですけど、この住所は今のJAから西に向かっておりた交差点を右に向かってすぐ左側のところですか。そこの手前に1軒あります。三角の排水溝の間に2軒あるんですけども、昔からあっても何をやっているか分からないんですけども、外構工事みたいなことをやっているんじゃないかなという感じを前からしていたんですけども。今回住所を調べたら住所はそこにある。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 一応親は東電だかN T Tの仕事だかどっちかの会社の仕事をしている人で、それで26歳の青年はそれを手伝っていてその合間に農業をやりたいということです。

これは初めてですかと行ったら、友達が物井の駅前の田でやっている所を手伝って、それを見に行ったんですけど、そうことで親とも顔を合せました。東京電力かN T Tかどちらかの会社の仕事をしている。

○議 長 親の仕事を手伝いながら農業をやっている。農家自体はこの方の名前で土地を借りるけれども、仲間同士みんなでやろうとしている。確かにこの場所を見たら農業機械とか農作業具とかは何もない。

野村委員挙手

○議 長 野村委員

○野村委員 こんな感じで、新規就業者でいいのですか。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 ここ何年も耕作放棄している所を長く借りて一生懸命草刈りをやっていましたよ。

○議 長 これからはいろんな農業経営を展開し、いろいろ出てくると思いますがけれども、他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 よろしいですか。それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号については可決致します。

○議 長 次に、協議報告第1号農地法第4条第1項7号の規定による農地転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は1件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、保育所に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議長 次に協議報告2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第2号農地法第5条第1項第6号による農地転用届け出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から、11ページの10項までの10件ですが、いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅7件、駐車場2件、公衆用道路1件に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第2号について事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議長 次に協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会がありましたので現地調査を行い、調査の結果を回答したのでご報告致します。

整理番号1項、大日の畑264㎡ですが、平成30年3月8日江原委員と事務局で現地調査を行いました。

その結果、30年以上前から、山林の状態であることを確認したので、非農地として回答いたしました。

説明は以上です。

○議長 ただ今協議報告第3号について事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 今の30年以上前から山林の状況だったんですか。それとも雑木が生えて山林の形態になったんですか。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 雑木林です。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 人工林ではない。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 はい。

○議長 よろしいですか

○永野委員 はい。

○議長 他に質問ありませんか。

永野委員挙手

○議 長 永野委員

○永野委員 6番永野です。例えば変更登記するために意図的に雑木にする方もいらっしゃると思います。実際に30年以上前ということですが、何年以上とか、例えば20年以上とか10年以上とか、そういう規程というのはございますか。

○事務局 規程というのは農地以外の状態となって、20年以上が経過しているものとなっています。なお、航空写真で確認しています。

○議 長 よろしいですか。

○永野委員 はい。

○議 長 現地を見ての確認となります。最終的には、他に質問ありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 よろしいですか。それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は終了致します。

○議 長 以上で、本日の議案並び協議報告については終了致します。

4. その他

○議 長 次に、その他に入りますが、委員の皆さんから何かございますか。

○議 長 それでは次に本日の会議次第の裏面をご覧ください。

5月の開催予定ですが、事前調査会が5月2日、水曜日、第1班。総会は、5月9日水曜日午後2時から、場所は福祉センター3階の視聴覚室です。

また、農地相談日は、5月2日を予定しておりますので、担当委員さんは事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉会

○議 長 以上で、本日の会議を終了致します。ご苦労様でした。

閉会午後 2時52分